

広報

# ねろし 2/15



昭和52年

2/15  
No. 11

## 人権問題は擁護委員にご相談を

人権とは「人間が人間として生きる権利」ということです。このことは、私たちがお互いに人間らしい生活を送っていくうえで、何よりも大切なものです。しかし、実際には自分の生きる権利のみを主張して、ほかの人の生きる権利をかえりみない例が少なくありません。こんなわがままが、家庭内、近所同士のいざこざや人権の侵害、名誉そんなどのいろいろな問題を引き起こし、解決できずに悩み、悲劇を生むケースが多く見受けられます。こんなときは、一刻も早く法務大臣から委嘱されたお近くの

人権擁護委員にご相談を。相談は無料。秘密は絶対に守られます。  
 ▲委員▽堤 正男さん(七軒II室②三四四) 横山 契さん(上塩俵II室⑥六〇二) 五十嵐久四郎さん(三の町II室②二〇六八)

**家庭用はかりの無料検査**  
 ■とき 三月十日 午前十時から午後三時三十分。  
 ■ところ 厚生会館中会議室。  
 ■対象計量器 家庭用ばかり(ヘルスメーター、キッチンスケールもふくむ)や体温計、血圧計。

このコーナーの落し物は、白根警察署(電話二二二)に保管してあります。  
 ▼1月6日 ①小銭入れ(千五百四十円) ②電鉄白根駅 ▼10日 ①男物腕時計②中央通り ▼14日 ①女物腕時計②日の出町。①財布(九千四百二十円)

## 市民スキー教室



■とき 3月6・7・8日(2泊3日)  
 ■ところ 山形県蔵王スキー場  
 ■申し込み 白根スキークラブ  
 問い合わせ (中央通り・白清舎内) 電話 2653

## おとしもの

二月一日号で次の誤りがありました。おわびして訂正します  
 ▼二ページ市長あいさつの重点施策の中で「教育施設の整備充実」が、掲載もれしてありました。▼八ページわだいで「降ろた」を「降ろされた」に。「スワローム大会」を「スラローム大会」に。

## 訂正

②魚町 ▼20日 ①がま口(千二百三十五円) ②新飯田

### 母子健康センターご案内

■離乳食実習 11月中に生まれた乳児(午後1:30~2:30)

**健康相談日**  
(午前9:30~3:00)

■3月1日=白根(母子センター) 新飯田・白井・大郷(各駐在室)  
 ■3月3日=庄瀬・茨曾根・小林・鷺巻・根岸(各駐在室)

**母子栄養ミルクの支給**  
 支給場所は駐在室(白根は市役所保健室)

■3月4日=新飯田(午前9:30~11:30) 茨曾根(午後1:00~3:00)  
 ■3月7日=庄瀬(午前9:30~11:30) 白井(午後1:00~3:00)  
 ■3月8日=大郷(午前9:30~11:30) 鷺巻(午後1:00~3:00)  
 ■3月9日=根岸(午前9:30~11:30) 小林(午後1:00~3:00)  
 ■3月10日=白根(午前9:30~3:00)

**あたたかい心**  
 ▷燈 一雄さん(魚町)=市へ10万円(亡父・徳二さんの香典返しにかえて)。  
 ▷新潟クボタ白井営業所=防犯協会庄瀬支部へ1万円。  
 ありがとうございました。

■かむクセのある犬は口輪をかけましょう。  
 ■飼い犬が人をかんだときは、必ず新津保健所(電話0252②5171)に届けましょう。  
 ■いらぬ犬は、保健所で引き取ります。犬を捨ててはいけません。

## 犬は必ずつなぎまわ



夜間や早朝に、放し飼いの犬がたむろし、ほえたり、ゴミ集積所を荒らしたりするという苦情がたえません。飼い犬が、人に危害を加えた場合、飼い主はきびしく処罰されます。人に迷惑をかけないよう愛情を持って育てましょう。

# 税の申告は3月15日まで

## 所得税

### 確定申告の必要な人

▲事業所得者の場合▽ 昨年の所得の合計額が「基礎控除額(二十六万円)+配偶者控除(二十六万円)+扶養者控除(二十六万円)+老人扶養親族(三十二万円)+社会保険料控除など」より多い人。  
 ▲給与所得者の場合▽ サラリーマンの大部分の人は、申告する必要はありませんが、次のいずれかに該当する人は、しなければなりません。  
 ■五十一一年中の収入額が一千万円をこえる人。  
 ■給与所得以外の所得—配当や家賃、原稿料などが二十万円

をこえる人。  
 ■二か所以上から給与を受けている人で、年末調整された給与以外の額が二十万円をこえる人  
 ■家事使用人などで、給与の支払いを受ける際、所得税の源泉徴収をされない人。  
 ■このほか雑損控除(災害を受けた人を対象)や医療控除を受けようとする人。  
 ▲税金がもどる人も▽ 株式配当や外交員報酬のある人。年の途中で退職し、年末調整を受けなかった人。住宅を新築したり新築住宅を買った人などは、確定申告をすれば納めすぎになっている場合もどります。

住所がある人で、次に該当する人です。  
 なお、所得税の確定申告をした人は、する必要はありません  
 ■営業や農業などの事業をしている人。家賃や貸ガレージ、配当などの所得がある人。土地などの資産を譲渡した人は、所得が少なくても必要です。  
 配当所得は一人一銘柄で、一年一回の配当金十万円以下二年二回は手帳 ▽印鑑。

## 市・県民税

### 所得税相談日(午前10時~午後4時)

と き	所得区分(譲渡もふくむ)	会 場
2月 21 日		市役所大会議室
22 日		市役所大会議室
3月 3 日	農 業	鷺巻・大郷駐在室
4 日		小林事業所
7 日		根岸駐在室
8 日		庄瀬農協
9 日		茨曾根駐在室(新飯田地区もふくむ)
10 日		白井事業所
11 日		市役所大会議室

### 市・県民税相談日(午前9時30分~午後4時)

と き	地 区	会 場
2月 21、22 日	庄瀬	庄瀬農協
23、24 日	茨曾根	茨曾根駐在室
	新飯田	新飯田駐在室
3月 25、26 日	白井	白井事業所
	大郷	大郷駐在室
28 日	根岸	根岸駐在室
3月 1 日	鷺巻	鷺巻駐在室
	根岸	根岸事業所
2 日	根岸	根岸事業所
5 日	根岸	根岸事業所
9、10、11、12、14、15 日	白根	市役所大会議室

申告相談日は別表のとおりです。それぞれに添えて次の証明書等を忘れずに持参してください  
 ▽源泉徴収票か給与支払報告書  
 ▽生命保険料などの支払証明書  
 ▽医療費控除や雑損控除を受ける場合は、医師などの受領書や被害の明細書  
 ▽国民年金や農業者年金保険料の受領書又は証明書  
 ▽身体障害者の人は手帳 ▽印鑑。

## 証明書を忘れずに

では、一回が五万円以下の場合を除きます。  
 ■給与所得者でも地代、家賃、営業、農業などの所得がある人は、十万円にならないでも必要  
 ■雑損控除や医療控除を受けようとする人。  
 ■譲渡所得のある人。

今年の一月一日現在、市内に